

訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和元年10月1日から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) 1,172単位	1,172	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,055	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) 39単位	39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	35	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) 2,342単位	2,342	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,108	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) 77単位	77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,715単位	3,715	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,344	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 122単位	122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) 267単位	267	1回につき
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	240	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) 271単位	271	1回につき
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	244	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 286単位	286	1回につき
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(20分未満) 166単位	166	1回につき
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	149	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		

訪問型サービス(共生型訪問型)サービスコード表(令和元年10月1日から) ①指定居宅介護事業所で介護福祉士等※により行われる場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1121	訪問型サービスⅠ(共生型)	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) 1,172単位		1,172	1月につき
A2	1124	訪問型サービスⅠ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055		
A2	2121	訪問型サービスⅠ日割(共生型)		事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) 39単位		39	1日につき
A2	2124	訪問型サービスⅠ・日割・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35		
A2	1221	訪問型サービスⅡ(共生型)	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) 2,342単位		2,342	1月につき
A2	1224	訪問型サービスⅡ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108		
A2	2221	訪問型サービスⅡ日割(共生型)		事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) 77単位		77	1日につき
A2	2224	訪問型サービスⅡ・日割・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69		
A2	1331	訪問型サービスⅢ(共生型)	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,715単位		3,715	1月につき
A2	1334	訪問型サービスⅢ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344		
A2	2331	訪問型サービスⅢ日割(共生型)		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 122単位		122	1日につき
A2	2334	訪問型サービスⅢ・日割・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110		
A2	2421	訪問型サービスⅣ(共生型)	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) 267単位		267	1回につき
A2	2424	訪問型サービスⅣ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	240		
A2	2521	訪問型サービスⅤ(共生型)	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) 271単位		271	1回につき
A2	2524	訪問型サービスⅤ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	244		
A2	2631	訪問型サービスⅥ(共生型)	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 286単位		286	1回につき
A2	2634	訪問型サービスⅥ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257		
A2	1421	訪問型短時間サービス(共生型)	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(20分未満) 166単位		166	1回につき
A2	1424	訪問型短時間サービス・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算			1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算			1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算			1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算			1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算			1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算			1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算			1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算			1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算			1回につき
A2	4011	訪問型サービス初回加算(共生型)	チ 初回加算	200単位加算		200	1月につき
A2	4013	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(共生型)	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4012	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(共生型)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		

A2	6278	訪問サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		

※介護福祉士等とは、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級課程又は旧2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)をいう。

訪問型サービス(共生型訪問型)サービスコード表(令和元年10月1日から) ②指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等※により行われる場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1131	訪問型サービスⅠ(共生型)	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) 820単位	820	1月につき
A2	1134	訪問型サービスⅠ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	738	
A2	2131	訪問型サービスⅠ日割(共生型)		事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) 27単位	27	1日につき
A2	2134	訪問型サービスⅠ・日割・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	24	
A2	1231	訪問型サービスⅡ(共生型)	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) 1,639単位	1,639	1月につき
A2	1234	訪問型サービスⅡ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,475	
A2	2231	訪問型サービスⅡ日割(共生型)		事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) 54単位	54	1日につき
A2	2234	訪問型サービスⅡ・日割・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	49	
A2	1341	訪問型サービスⅢ(共生型)	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 2,601単位	2,601	1月につき
A2	1344	訪問型サービスⅢ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,341	
A2	2341	訪問型サービスⅢ日割(共生型)		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 85単位	85	1日につき
A2	2344	訪問型サービスⅢ・日割・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	77	
A2	2431	訪問型サービスⅣ(共生型)	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) 187単位	187	1回につき
A2	2434	訪問型サービスⅣ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	168	
A2	2531	訪問型サービスⅤ(共生型)	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) 190単位	190	1回につき
A2	2534	訪問型サービスⅤ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	171	
A2	2641	訪問型サービスⅥ(共生型)	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 200単位	200	1回につき
A2	2644	訪問型サービスⅥ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	180	
A2	1431	訪問型短時間サービス(共生型)	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(20分未満) 116単位	116	1回につき
A2	1434	訪問型短時間サービス・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	104	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4021	訪問型サービス初回加算(共生型)	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4023	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(共生型)	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4022	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(共生型)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		

※障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者等とは、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当する研修課程修了者(改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する3級課程修了者を含む。))を含む。)、実務経験を有する者(平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。))及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「旧外出介護研修修了者」という。))を含む。をいう。

旧外出介護研修修了者が行う訪問介護については、通院・外出介助に限る。

訪問型サービス(共生型訪問型)サービスコード表(令和元年10月1日から) ③指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者養成研修修了者により行われる場合※

及び指定重度訪問介護事業所が行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1141	訪問型サービスⅠ(共生型)	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	1,090	1月につき	
A2	1144	訪問型サービスⅠ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	981	
A2	2141	訪問型サービスⅠ日割(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	36	1日につき
A2	2144	訪問型サービスⅠ・日割・同一(共生型)			36	
A2	1241	訪問型サービスⅡ(共生型)	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	2,178	1月につき	
A2	1244	訪問型サービスⅡ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,960	
A2	2241	訪問型サービスⅡ日割(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	72	1日につき
A2	2244	訪問型サービスⅡ・日割・同一(共生型)			65	
A2	1351	訪問型サービスⅢ(共生型)	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	3,455	1月につき	
A2	1354	訪問型サービスⅢ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,110	
A2	2351	訪問型サービスⅢ日割(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	113	1日につき
A2	2354	訪問型サービスⅢ・日割・同一(共生型)			102	
A2	2441	訪問型サービスⅣ(共生型)	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	248	1回につき	
A2	2444	訪問型サービスⅣ・同一(共生型)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	223	
A2	2541	訪問型サービスⅤ(共生型)		ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	252	1回につき
A2	2544	訪問型サービスⅤ・同一(共生型)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	227
A2	2651	訪問型サービスⅥ(共生型)	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)		266	1回につき
A2	2654	訪問型サービスⅥ・同一(共生型)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	239
A2	1441	訪問型短時間サービス(共生型)		ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス) (Ⅶ)	154	1回につき
A2	1444	訪問型短時間サービス・同一(共生型)			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	139
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	10%	1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		10%	1日につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		10%	1回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		5%	1日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数		5%	1回につき	
A2	4031	訪問型サービス初回加算(共生型)	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4033	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(共生)	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4032	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(共生)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		

重度訪問介護従業者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者も含む。)が行う訪問介護については、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限る。

訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限用)(令和元年10月1日から)

渋川市介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A3	1001	訪問型サービスⅠ(制限)	イ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)1,172単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	1,172	1月につき
A3	1003	訪問型サービスⅠ・同一(制限)		70%	1,055	
A3	1005	訪問型サービスⅠ日割(制限)		70%	39	1日につき
A3	1007	訪問型サービスⅠ・日割・同一(制限)		70%	35	
A3	1101	訪問型サービスⅡ(制限)	ロ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)2,342単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	2,342	1月につき
A3	1103	訪問型サービスⅡ・同一(制限)		70%	2,108	
A3	1105	訪問型サービスⅡ日割(制限)		70%	77	1日につき
A3	1107	訪問型サービスⅡ・日割・同一(制限)		70%	69	
A3	1201	訪問型サービスⅢ(制限)	ハ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)3,715単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	3,715	1月につき
A3	1203	訪問型サービスⅢ・同一(制限)		70%	3,344	
A3	1205	訪問型サービスⅢ日割(制限)		70%	122	1日につき
A3	1207	訪問型サービスⅢ・日割・同一(制限)		70%	110	
A3	1301	訪問型サービス特別地域加算1(制限)	特別地域加算	70%	176	1月につき
A3	1302	訪問型サービス特別地域加算日割1(制限)	週1回程度 所定単位数(1,172単位)の15%加算	70%	6	1日につき
A3	1303	訪問型サービス特別地域加算2(制限)	週2回程度 所定単位数(39単位)の15%加算	70%	351	1月につき
A3	1304	訪問型サービス特別地域加算日割2(制限)	週2回程度 所定単位数(2,342単位)の15%加算	70%	12	1日につき
A3	1305	訪問型サービス特別地域加算3(制限)	週2回を超える程度 所定単位数(77単位)の15%加算	70%	557	1月につき
A3	1306	訪問型サービス特別地域加算日割3(制限)	週2回を超える程度 所定単位数(122単位)の15%加算	70%	18	1日につき
A3	1313	訪問型サービス特別地域加算1・同一(制限)	週1回程度(同一建物) 所定単位数(1,055単位)の15%加算	70%	158	1月につき
A3	1314	訪問型サービス特別地域加算日割1・同一(制限)	週1回程度(同一建物) 所定単位数(35単位)の15%加算	70%	5	1日につき
A3	1315	訪問型サービス特別地域加算2・同一(制限)	週2回程度(同一建物) 所定単位数(2,108単位)の15%加算	70%	316	1月につき
A3	1316	訪問型サービス特別地域加算日割2・同一(制限)	週2回程度(同一建物) 所定単位数(69単位)の15%加算	70%	10	1日につき
A3	1317	訪問型サービス特別地域加算3・同一(制限)	週2回を超える程度 所定単位数(110単位)の15%加算	70%	502	1月につき
A3	1318	訪問型サービス特別地域加算日割3・同一(制限)	週2回を超える程度(同一建物) 所定単位数(110単位)の15%加算	70%	17	1日につき
A3	1401	訪問型サービス小規模事業所加算1(制限)	中山間地域等における小規模事業所加算	70%	117	1月につき
A3	1402	訪問型サービス小規模事業所加算日割1(制限)	週1回程度 所定単位数(1,172単位)の10%加算	70%	4	1日につき
A3	1403	訪問型サービス小規模事業所加算2(制限)	週2回程度 所定単位数(39単位)の10%加算	70%	234	1月につき
A3	1404	訪問型サービス小規模事業所加算日割2(制限)	週2回程度 所定単位数(77単位)の10%加算	70%	8	1日につき
A3	1405	訪問型サービス小規模事業所加算3(制限)	週2回を超える程度 所定単位数(122単位)の10%加算	70%	372	1月につき
A3	1406	訪問型サービス小規模事業所加算日割3(制限)	週2回を超える程度(同一建物) 所定単位数(122単位)の10%加算	70%	12	1日につき
A3	1413	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一(制限)	週1回程度(同一建物) 所定単位数(1,055単位)の10%加算	70%	106	1月につき
A3	1414	訪問型サービス小規模事業所加算日割1・同一(制限)	週1回程度(同一建物) 所定単位数(35単位)の10%加算	70%	4	1日につき
A3	1415	訪問型サービス小規模事業所加算2・同一(制限)	週2回程度(同一建物) 所定単位数(2,108単位)の10%加算	70%	211	1月につき
A3	1416	訪問型サービス小規模事業所加算日割2・同一(制限)	週2回程度(同一建物) 所定単位数(69単位)の10%加算	70%	7	1日につき
A3	1417	訪問型サービス小規模事業所加算3・同一(制限)	週2回を超える程度 所定単位数(3,344単位)の10%加算	70%	334	1月につき
A3	1418	訪問型サービス小規模事業所加算日割3・同一(制限)	週2回を超える程度(同一建物) 所定単位数(110単位)の10%加算	70%	11	1日につき

訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限用)(令和元年10月1日から)

A3	1501	訪問型サービス中山間地域等提供加算1(制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	週1回程度	所定単位数(1,172単位)の	5%加算	70%	59	1月につき
A3	1502	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割1(制限)			所定単位数(39単位)の	5%加算	70%	2	1日につき
A3	1503	訪問型サービス中山間地域等提供加算2(制限)			所定単位数(2,342単位)の	5%加算	70%	117	1月につき
A3	1504	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割2(制限)		所定単位数(77単位)の	5%加算	70%	4	1日につき	
A3	1505	訪問型サービス中山間地域等提供加算3(制限)		所定単位数(3,715単位)の	5%加算	70%	186	1月につき	
A3	1506	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割3(制限)		所定単位数(122単位)の	5%加算	70%	6	1日につき	
A3	1513	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・同一(制限)		所定単位数(1,055単位)の	5%加算	70%	53	1月につき	
A3	1514	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割1・同一(制限)		所定単位数(35単位)の	5%加算	70%	2	1日につき	
A3	1515	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・同一(制限)		所定単位数(2,108単位)の	5%加算	70%	105	1月につき	
A3	1516	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割2・同一(制限)		所定単位数(69単位)の	5%加算	70%	3	1日につき	
A3	1517	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・同一(制限)		所定単位数(3,344単位)の	5%加算	70%	167	1月につき	
A3	1518	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割3・同一(制限)		所定単位数(110単位)の	5%加算	70%	6	1日につき	
A3	1601	訪問型サービス初回加算(制限)		予 初回加算		200単位加算	70%	200	1月につき
A3	1702	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限)		リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	70%	100	
A3	1701	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限)			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	70%	200	
A3	1849	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限)	又 介護職員処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(1,172単位)の137/1000 加算	70%	161	
A3	1801	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(1,172単位)の100/1000 加算	70%	117	
A3	1802	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数(1,172単位)の55/1000 加算	70%	64	
A3	1803	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	58	
A3	1804	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	51	
A3	1850	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限)		週2回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(2,342単位)の137/1000 加算	70%	321	
A3	1805	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(2,342単位)の100/1000 加算	70%	234	
A3	1806	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数(2,342単位)の55/1000 加算	70%	129	
A3	1807	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	116	
A3	1808	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	103	
A3	1851	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3(制限)		週2回を超える程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(3,715単位)の137/1000 加算	70%	509	
A3	1809	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(3,715単位)の100/1000 加算	70%	372	
A3	1810	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数(3,715単位)の55/1000 加算	70%	204	
A3	1811	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	184	
A3	1812	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	163	
A3	1855	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限)		週1回程度(同一建物)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(1,055単位)の137/1000 加算	70%	145	
A3	1825	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(1,055単位)の100/1000 加算	70%	106	
A3	1826	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数(1,055単位)の55/1000 加算	70%	58	
A3	1827	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1・同一(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	52	
A3	1828	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1・同一(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	46	

訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限用)(令和元年10月1日から)

A3	1856	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限)	ル 介護職員等特定処遇改善加算	週2回程度 (同一建物)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(2,108単位)の137/1000 加算	70%	289
A3	1829	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(2,108単位)の100/1000 加算	70%	211
A3	1830	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数(2,108単位)の55/1000 加算	70%	116
A3	1831	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2・同一(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	104
A3	1832	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2・同一(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	93
A3	1857	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3・同一(制限)		週2回を超える程度 (同一建物)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(3,344単位)の137/1000 加算	70%	458
A3	1833	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3・同一(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(3,344単位)の100/1000 加算	70%	334
A3	1834	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3・同一(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数(3,344単位)の55/1000 加算	70%	184
A3	1835	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3・同一(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	166
A3	1836	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3・同一(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	147
A3	1901	訪問型サービス特定処遇改善Ⅰ1(制限)		週1回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(1,172単位)の63/1000 加算	70%	74
A3	1902	訪問型サービス特定処遇改善Ⅱ1(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(1,172単位)の42/1000 加算	70%	49
A3	1903	訪問型サービス特定処遇改善Ⅰ2(制限)		週2回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(2,342単位)の63/1000 加算	70%	148
A3	1904	訪問型サービス特定処遇改善Ⅱ2(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(2,342単位)の42/1000 加算	70%	98
A3	1905	訪問型サービス特定処遇改善Ⅰ3(制限)		週2回を超える程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(3,715単位)の63/1000 加算	70%	234
A3	1906	訪問型サービス特定処遇改善Ⅱ3(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(3,715単位)の42/1000 加算	70%	156
A3	1907	訪問型サービス特定処遇改善Ⅰ1・同一(制限)		週1回程度 (同一建物)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(1,055単位)の63/1000 加算	70%	66
A3	1908	訪問型サービス特定処遇改善Ⅱ1・同一(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(1,055単位)の42/1000 加算	70%	44
A3	1909	訪問型サービス特定処遇改善Ⅰ2・同一(制限)		週2回程度 (同一建物)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(2,108単位)の63/1000 加算	70%	133
A3	1910	訪問型サービス特定処遇改善Ⅱ2・同一(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(2,108単位)の42/1000 加算	70%	89
A3	1911	訪問型サービス特定処遇改善Ⅰ3・同一(制限)	週2回を超える程度 (同一建物)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(3,344単位)の63/1000 加算	70%	211	
A3	1912	訪問型サービス特定処遇改善Ⅱ3・同一(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(3,344単位)の42/1000 加算	70%	140	

※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、A1A2と異なり、それぞれの条件で合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%となります。

通所型サービス(独自)サービスコード表(令和元年10月1日から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	1,655	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割				54単位	54	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,393単位	3,393	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割				112単位	112	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	380単位	380	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位	391	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200		
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2	運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	100		
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	1回につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		1月につき	
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	定員超過の場合 × 70%	1,159	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54単位			38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,393単位			2,375	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			112単位			78	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		380単位	266	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		391単位	274	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,159	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54単位			38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,393単位			2,375	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			112単位			78	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		380単位	266	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		391単位	274	

通所型サービス(共生型通所型)サービスコード表(令和元年10月1日から) ①指定生活介護事業所が行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1211	通所型サービス1(共生型)	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,539単位	1,539	1月につき	
A6	1212	通所型サービス1日割(共生型)				50単位	50	1日につき
A6	1221	通所型サービス2(共生型)		事業対象者・要支援2		3,155単位	3,155	1月につき
A6	1222	通所型サービス2日割(共生型)				104単位	104	1日につき
A6	1213	通所型サービス1回数(共生型)		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	353単位	353	1回につき
A6	1223	通所型サービス2回数(共生型)		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	364単位	364	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6129	通所型サービス若年性認知症受入加算(共生型)	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A6	6125	通所型サービス同一建物減算1(共生型)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6126	通所型サービス同一建物減算2(共生型)		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5020	通所型生活上向グループ活動加算(共生型)	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5012	通所型サービス運動器機能向上加算(共生型)	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	5013	通所型サービス栄養改善加算(共生型)	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A6	5014	通所型サービス口腔機能向上加算(共生型)	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6	5016	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1(共生型)	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5017	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2(共生型)			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5018	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3(共生型)			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5019	通所型複数サービス実施加算Ⅱ(共生型)		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5015	通所型サービス事業所評価加算(共生型)	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A6	6127	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ11(共生型)	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6128	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ12(共生型)			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6121	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ21(共生型)		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A6	6122	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ22(共生型)			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A6	6123	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1(共生型)		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6124	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2(共生型)			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4012	通所型サービス生活機能向上連携加算1(共生型)		リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200	
A6	4013	通所型サービス生活機能向上連携加算2(共生型)			運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A6	6211	通所型サービス栄養スクリーニング加算(共生型)	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	1回につき	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		1月につき	
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	8004	通所型サービス1・定超(共生型)	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,539単位	定員超過の場合 × 70%	1,077	1月につき	
A6	8005	通所型サービス1日割・定超(共生型)			50単位			35	1日につき
A6	8014	通所型サービス2・定超(共生型)		事業対象者・要支援2	3,155単位			2,209	1月につき
A6	8015	通所型サービス2日割・定超(共生型)			104単位			73	1日につき
A6	8006	通所型サービス1回数・定超(共生型)		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		353単位	247	1回につき
A6	8016	通所型サービス2回数・定超(共生型)		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		364単位	255	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	9004	通所型サービス1・人欠(共生型)	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,539単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,077	1月につき	
A6	9005	通所型サービス1日割・人欠(共生型)			50単位			35	1日につき
A6	9014	通所型サービス2・人欠(共生型)		事業対象者・要支援2	3,155単位			2,209	1月につき
A6	9015	通所型サービス2日割・人欠(共生型)			104単位			73	1日につき
A6	9006	通所型サービス1回数・人欠(共生型)		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		353単位	247	1回につき
A6	9016	通所型サービス2回数・人欠(共生型)		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		364単位	255	

通所型サービス(共生型通所型)サービスコード表(令和元年10月1日から) ②指定自立訓練事業所が行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1311	通所型サービス1(共生型)	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,572単位	1,572	1月につき	
A6	1312	通所型サービス1日割(共生型)				51単位	51	1日につき
A6	1321	通所型サービス2(共生型)		事業対象者・要支援2		3,223単位	3,223	1月につき
A6	1322	通所型サービス2日割(共生型)				106単位	106	1日につき
A6	1313	通所型サービス1回数(共生型)		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	361単位	361	1回につき
A6	1323	通所型サービス2回数(共生型)		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	371単位	371	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6139	通所型サービス若年性認知症受入加算(共生型)	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A6	6135	通所型サービス同一建物減算1(共生型)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6136	通所型サービス同一建物減算2(共生型)		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5030	通所型生活上向グループ活動加算(共生型)	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5022	通所型サービス運動器機能向上加算(共生型)	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	5023	通所型サービス栄養改善加算(共生型)	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A6	5024	通所型サービス口腔機能向上加算(共生型)	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6	5026	通所型複数サービス実施加算 I 1(共生型)	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5027	通所型複数サービス実施加算 I 2(共生型)			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5028	通所型複数サービス実施加算 I 3(共生型)			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5029	通所型複数サービス実施加算 II(共生型)		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5025	通所型サービス事業所評価加算(共生型)	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A6	6137	通所型サービス提供体制強化加算 I 11(共生型)	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6138	通所型サービス提供体制強化加算 I 12(共生型)			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6131	通所型サービス提供体制強化加算 I 21(共生型)		(1)サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A6	6132	通所型サービス提供体制強化加算 I 22(共生型)			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A6	6133	通所型サービス提供体制強化加算 II 1(共生型)		(1)サービス提供体制強化加算(II)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6134	通所型サービス提供体制強化加算 II 2(共生型)			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4022	通所型サービス生活機能向上連携加算1(共生型)		リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200	
A6	4023	通所型サービス生活機能向上連携加算2(共生型)	運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	100		
A6	6221	通所型サービス栄養スクリーニング加算(共生型)	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	1回につき	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算 I	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算 V		(4)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算 I	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の12/1000 加算		1月につき	
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の10/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	8007	通所型サービス1・定超(共生型)	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,572単位	定員超過の場合 × 70%	1,100	1月につき	
A6	8008	通所型サービス1日割・定超(共生型)			51単位			36	1日につき
A6	8017	通所型サービス2・定超(共生型)		事業対象者・要支援2	3,223単位			2,256	1月につき
A6	8018	通所型サービス2日割・定超(共生型)			106単位			74	1日につき
A6	8009	通所型サービス1回数・定超(共生型)		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		361単位	253	1回につき
A6	8019	通所型サービス2回数・定超(共生型)		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		371単位	260	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	9007	通所型サービス1・人欠(共生型)	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,572単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,100	1月につき	
A6	9008	通所型サービス1日割・人欠(共生型)			51単位			36	1日につき
A6	9017	通所型サービス2・人欠(共生型)		事業対象者・要支援2	3,223単位			2,256	1月につき
A6	9018	通所型サービス2日割・人欠(共生型)			106単位			74	1日につき
A6	9009	通所型サービス1回数・人欠(共生型)		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		361単位	253	1回につき
A6	9019	通所型サービス2回数・人欠(共生型)		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		371単位	260	

通所型サービス(共生型通所型)サービスコード表(令和元年10月1日から) ③指定児童発達支援事業所が行う場合及び指定放課後等デイサービス事業所が行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1411	通所型サービス1(共生型)	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,490単位	1,490	1月につき	
A6	1412	通所型サービス1日割(共生型)				49単位	49	1日につき
A6	1421	通所型サービス2(共生型)		事業対象者・要支援2		3,054単位	3,054	1月につき
A6	1422	通所型サービス2日割(共生型)				101単位	101	1日につき
A6	1413	通所型サービス1回数(共生型)		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	342単位	342	1回につき
A6	1423	通所型サービス2回数(共生型)		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	352単位	352	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6149	通所型サービス若年性認知症受入加算(共生型)	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A6	6145	通所型サービス同一建物減算1(共生型)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6146	通所型サービス同一建物減算2(共生型)		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5040	通所型生活上向グループ活動加算(共生型)	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5032	通所型サービス運動器機能向上加算(共生型)	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	5033	通所型サービス栄養改善加算(共生型)	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A6	5034	通所型サービス口腔機能向上加算(共生型)	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6	5036	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1(共生型)	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5037	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2(共生型)			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5038	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3(共生型)			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5039	通所型複数サービス実施加算Ⅱ(共生型)		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5035	通所型サービス事業所評価加算(共生型)	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A6	6147	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ11(共生型)	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6148	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ12(共生型)			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6141	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ21(共生型)		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A6	6142	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ22(共生型)			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A6	6143	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1(共生型)		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6144	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2(共生型)			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4032	通所型サービス生活機能向上連携加算1(共生型)		リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200	
A6	4033	通所型サービス生活機能向上連携加算2(共生型)		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100		
A6	6231	通所型サービス栄養スクリーニング加算(共生型)	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	1回につき	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		1月につき	
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	8021	通所型サービス1・定超(共生型)	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,490単位	定員超過の場合 × 70%	1,043	1月につき	
A6	8022	通所型サービス1日割・定超(共生型)			49単位			34	1日につき
A6	8031	通所型サービス2・定超(共生型)		事業対象者・要支援2	3,054単位			2,138	1月につき
A6	8032	通所型サービス2日割・定超(共生型)			101単位			71	1日につき
A6	8023	通所型サービス1回数・定超(共生型)		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		342単位	239	1回につき
A6	8033	通所型サービス2回数・定超(共生型)		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		352単位	246	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	9021	通所型サービス1・人欠(共生型)	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,490単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,043	1月につき	
A6	9022	通所型サービス1日割・人欠(共生型)			49単位			34	1日につき
A6	9031	通所型サービス2・人欠(共生型)		事業対象者・要支援2	3,054単位			2,138	1月につき
A6	9032	通所型サービス2日割・人欠(共生型)			101単位			71	1日につき
A6	9023	通所型サービス1回数・人欠(共生型)		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		342単位	239	1回につき
A6	9033	通所型サービス2回数・人欠(共生型)		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		352単位	246	

通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限用)(令和元年10月1日から)

みなし指定事業者及び洪川市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A7	1001	通所型サービス1(制限)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,655単位	70%	1,655	1月につき		
A7	1002	通所型サービス1日割(制限)			54単位	70%	54	1日につき		
A7	1003	通所型サービス2(制限)		事業対象者・要支援2	3,393単位	70%	3,393	1月につき		
A7	1004	通所型サービス2日割(制限)			112単位	70%	112	1日につき		
A7	1101	通所型サービス中山間地域等提供加算1(制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業対象者・要支援1	所定単位数(1,655単位)の5%加算	70%	83	1月につき		
A7	1102	通所型サービス中山間地域等加算日割1(制限)			所定単位数(54単位)の5%加算	70%	3	1日につき		
A7	1103	通所型サービス中山間地域等提供加算2(制限)		事業対象者・要支援2	所定単位数(3,393単位)の5%加算	70%	170	1月につき		
A7	1104	通所型サービス中山間地域等加算日割2(制限)			所定単位数(112単位)の5%加算	70%	6	1日につき		
A7	1111	通所型サービス若年性認知症受入加算(制限)	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	70%	240	1月につき		
A7	1121	通所型生活向上グループ活動加算(制限)	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	70%	100			
A7	1131	通所型サービス運動器機能向上加算(制限)	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	70%	225			
A7	1141	通所型サービス栄養改善加算(制限)	ニ 栄養改善加算		150単位加算	70%	150			
A7	1151	通所型サービス口腔機能向上加算(制限)	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	70%	150			
A7	1161	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1(制限)	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	70%	480		
A7	1162	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2(制限)			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	70%	480		
A7	1163	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3(制限)		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	70%	480			
A7	1164	通所型複数サービス実施加算Ⅱ(制限)		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	70%	700		
A7	1171	通所型サービス事業所評価加算(制限)	ト 事業所評価加算		120単位加算	70%	120			
A7	1181	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1(制限)	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	70%	72		
A7	1182	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2(制限)			事業対象者・要支援2	144単位加算	70%	144		
A7	1183	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ21(制限)		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	70%	48		
A7	1184	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ22(制限)			事業対象者・要支援2	96単位加算	70%	96		
A7	1185	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1(制限)		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	70%	24		
A7	1186	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2(制限)			事業対象者・要支援2	48単位加算	70%	48		
A7	1402	通所型サービス生活機能向上連携加算1(制限)	リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	70%	200			
A7	1403	通所型サービス生活機能向上連携加算2(制限)		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	70%	100			
A7	1621	通所型サービス栄養スクリーニング加算(制限)	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	70%	5	1回につき		
A7	1229	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限)	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数(1,655単位)の59/1000加算	70%	98	1月につき	
A7	1201	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(1,655単位)の43/1000加算	70%		71
A7	1202	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数(1,655単位)の23/1000加算	70%		38
A7	1203	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1(制限)				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算	70%		34
A7	1204	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1(制限)				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算	70%		30
A7	1230	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	所定単位数(3,393単位)の59/1000加算	70%	200		
A7	1205	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(3,393単位)の43/1000加算	70%		146
A7	1206	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数(3,393単位)の23/1000加算	70%		78
A7	1207	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2(制限)				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算	70%		70
A7	1208	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2(制限)				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算	70%		62

A7	1231	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・定超入欠(制限)	ル 介護職員処遇改善加算 (定員超過の場合、又は看護介護職員が欠員の場合)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数(1,159単位)の59/1000	加算	70%	68		
A7	1211	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・定超入欠(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(1,159単位)の43/1000	加算	70%	50		
A7	1212	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・定超入欠(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数(1,159単位)の23/1000	加算	70%	27		
A7	1213	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・定超入欠(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の	90%	加算	70%		24
A7	1214	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1・定超入欠(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の	80%	加算	70%		22
A7	1232	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・定超入欠(制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	所定単位数(2,375単位)の59/1000	加算	70%	140		
A7	1215	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・定超入欠(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(2,375単位)の43/1000	加算	70%	102		
A7	1216	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・定超入欠(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数(2,375単位)の23/1000	加算	70%	55		
A7	1217	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・定超入欠(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の	90%	加算	70%		50
A7	1218	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2・定超入欠(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の	80%	加算	70%		44
A7	1233	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限)	ル 介護職員処遇改善加算 (事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数(1,279単位)の59/1000	加算	70%	75		
A7	1221	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(1,279単位)の43/1000	加算	70%	55		
A7	1222	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数(1,279単位)の23/1000	加算	70%	29		
A7	1223	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・同一(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の	90%	加算	70%	26	
A7	1224	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1・同一(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の	80%	加算	70%	23	
A7	1234	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	所定単位数(2,641単位)の59/1000	加算	70%	156		
A7	1225	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(2,641単位)の43/1000	加算	70%	114		
A7	1226	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数(2,641単位)の23/1000	加算	70%	61		
A7	1227	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・同一(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の	90%	加算	70%	55	
A7	1228	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2・同一(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の	80%	加算	70%	49	
A7	1701	通所型サービス特定処遇改善Ⅰ1(制限)	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算 (定員超過の場合、又は看護介護職員が欠員の場合)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数(1,655単位)の12/1000	加算	70%	20	1月につき	
A7	1702	通所型サービス特定処遇改善Ⅱ1(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(1,655単位)の10/1000	加算	70%	17		
A7	1703	通所型サービス特定処遇改善Ⅰ2(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	所定単位数(3,393単位)の12/1000	加算	70%	41		
A7	1704	通所型サービス特定処遇改善Ⅱ2(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(3,393単位)の10/1000	加算	70%	34		
A7	1705	通所型サービス特定処遇改善Ⅰ1・定超入欠(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数(1,159単位)の12/1000	加算	70%	14		
A7	1706	通所型サービス特定処遇改善Ⅱ1・定超入欠(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(1,159単位)の10/1000	加算	70%	12		
A7	1707	通所型サービス特定処遇改善Ⅰ2・定超入欠(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	所定単位数(2,375単位)の12/1000	加算	70%	29		
A7	1708	通所型サービス特定処遇改善Ⅱ2・定超入欠(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(2,375単位)の10/1000	加算	70%	24		
A7	1709	通所型サービス特定処遇改善Ⅰ1・同一(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数(1,279単位)の12/1000	加算	70%	15		
A7	1710	通所型サービス特定処遇改善Ⅱ1・同一(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(1,279単位)の10/1000	加算	70%	13		
A7	1711	通所型サービス特定処遇改善Ⅰ2・同一(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	所定単位数(2,641単位)の12/1000	加算	70%	32		
A7	1712	通所型サービス特定処遇改善Ⅱ2・同一(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数(2,641単位)の10/1000	加算	70%	26		

※サービス提供体制加算・処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、処遇改善加算はA5A6と異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%となります。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位			
種類	項目								
A7	1301	通所型サービス1・定超(制限)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	1,655単位	定員超過の場合 × 70%	70%	1,159	1月につき	
A7	1302	通所型サービス1日割・定超(制限)							54単位
A7	1303	通所型サービス2・定超(制限)		事業対象者・要支援2		3,393単位	70%	2,375	1月につき
A7	1304	通所型サービス2日割・定超(制限)							

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目								
A7	1311	通所型サービス1・人欠(制限)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,655単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	70%	1,159	1月につき
A7	1312	通所型サービス1日割・人欠(制限)			54単位		70%	38	1日につき
A7	1313	通所型サービス2・人欠(制限)		事業対象者・要支援2	3,393単位		70%	2,375	1月につき
A7	1314	通所型サービス2日割・人欠(制限)		112単位	70%		78	1日につき	

事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合

A7	1321	通所型サービス同一建物減算1(制限)	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	事業対象者・要支援1	1,655単位から376単位を減算	70%	1,279	1月につき
A7	1322	通所型サービス同一建物減算2(制限)		事業対象者・要支援2	3,393単位から752単位を減算	70%	2,641	

※同一建物の場合は、減算ではなく、上記のコードで請求します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%となります。

介護予防ケアマネジメントサービスコード表(令和元年10月1日から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2	431単位	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300単位	